

河川堤防の刈草を無償で提供いたします！

刈草の提供です。

○刈草の有効活用について

国土交通省延岡河川国道事務所では、堤防の異常を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るために堤防除草を実施しています。

これらの刈草について、資源の有効活用や除草コストの縮減を図るため、五ヶ瀬川水系の刈草を地域の方々に無償で提供する取り組みを実施します。

■刈草の提供時期 5月上旬～7月下旬・10月上旬～11月下旬

■受渡し場所

・延岡出張所へご確認ください。

■提供の優先順位

・申し込み順（申し込み多数の場合は提供できない場合があります）

注意！！

■提供できる量、時期には限りがありますので、お問い合わせ下さい。

■原則として現地まで取りに来て頂くようお願いしています。

■転売（営利）目的でない方に限ります。

■刈草には、ゴミ等の不純物が混じっていることがあります。

○申込み

申込方法 住所・氏名・連絡先・利用目的・希望数量等を申込書にご記入のうえ持参若しくはFAXにて申込み下さい。

受付：平日 9:00～17:00

○申込み・問い合わせ先

延岡市昭和町3丁目1930

延岡河川国道事務所 延岡出張所

電話：(0982)21-2955

FAX：(0982)21-2300

●詳細は、別添の募集要項をご覧ください。



※運搬は希望者にて対応願います。

～堤防の刈草を使ってみませんか～

刈草の引取り希望者を募集します

【募集要項】

延岡河川国道事務所では、堤防の異常を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るために定期的に除草作業を実施しており、刈草を希望者に無償で提供します。

引取りにおける条件と注意事項を下記に示しますので、ご理解のうえお申し込み下さい。

【引取り条件】

- ・刈草を自ら利用される方に限ります。(営利目的の方への提供はできません)
- ・申し込み順に提供します。(希望する量が確保できない場合があります)

【引取りにおける注意事項】

- ・刈草の積込・運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。また、飛散した場合には清掃を行ってください。
- ・刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
- ・河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、延岡河川国道事務所は一切の責任を負いません。
- ・引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。

ただし、締め切り日時点で引取り希望量に達しなかった場合には、引き続き受け付けます。

○申し込み・問い合わせ先

延岡河川国道事務所 延岡出張所

【電話】 0982-21-2955

【FAX】 0982-21-2300

刈草引取り申込書

延岡出張所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で引取りたく申し込みします。

住 所 : 〒 _____

電話番号 : _____

希望数量 : _____ (目安で結構です)

(例: 軽トラック 台分 等)

用 途 : 家畜の飼料 ・ 敷きワラ ・ 堆肥 ・ その他 (_____)

引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項及び注意事項（別紙）に基づき有効利用することを確約します。

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局
延岡河川国道事務所 延岡出張所長 殿

氏 名 _____ 印 _____

◆個人情報の保護

提供頂いた情報等の取扱いについては、個人情報保護法等の趣旨に則り適正に管理させていただきます。

【注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は申請者にて行ってください。
2. 積込・運搬時に堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
3. 搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。
また、飛散した場合には清掃を行ってください。
4. 刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
5. 河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、延岡河川国道事務所は一切の責任を負いません。
6. 引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。
7. 希望する量が確保できない場合がありますのでご了承ください。